

国設宮島沼鳥獣保護区

設定計画書

平成14年 9月12日

環 境 省

1 国設鳥獣保護区の名称

宮島沼鳥獣保護区

2 国設鳥獣保護区の設定区分

集団渡来地の保護区

3 国設鳥獣保護区の区域

北海道美唄市宇大富所在の財務省所管の国有地（宇大富6309番地の北西端を起点とし、同所から国有地と民有地との境界線を東進し宇大富6325の2番地の北東端に至り、同所から同所と宇大富6116の2番地の南東端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から国有地と民有地との境界線を西進し宇大富6080番地の南西端に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を南進して同点に至る線に囲まれた区域及び道路を除く。）及び国土交通省所管の国有地の区域。

4 設定理由

当該区域は、北海道のほぼ中央部にあって、美唄市西南部石狩川左岸沿いの河跡湖沼群の一部となる地域に位置している。宮島沼は、マガン等が好む見通しの良い浅い沼であり、そのねぐら及び休息地として適した環境が保持されていることから、ガン類をはじめ淡水性カモ類等の水鳥類、草原性の鳥類等にとって良好な生息地となっている。

毎年春と秋にはマガン、ヒシクイ、コハクチョウ等の水鳥類が多数渡来し、我が国における重要な渡り鳥の中継地となっている。特に、マガンの渡来数は、我が国における春の渡りの最大規模となるおよそ5万羽を超えるほどまでに至っている。これは東アジアの推定個体数の約半数ともいわれている。

このように、当該地域は、全国的及び国際的見地から渡り鳥の保護上重要な地域であることから、国設鳥獣保護区を設定するものである。

5 国設鳥獣保護区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積 41ha

内訳

ア 形態別内訳

林野 1ha

農耕地 1ha

水面 26ha

その他 15ha

イ 所有者別内訳

国有地 41ha

〔	財務省	9ha
	国土交通省	32ha

ウ 他の法令（条例を含む。）による規制区域
該当なし

6 国設鳥獣保護区の存続期間

平成14年11月1日から平成34年10月31日まで（20年間）

7 設定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国設鳥獣保護区の位置

北海道のほぼ中央部にあって、北緯43° 20'、東経141° 43'、美唄市西南部の石狩川左岸東方約500mに位置する。

イ 地形、地質等

周辺部は、石狩川流域の石狩川低地に属し、表層地質は泥炭及び粘土層の大規模な泥炭地域で、沼周辺部は泥炭土の低位泥炭地である。沼は、標高13m、最大水深2.4m、平均水深1.7m、湖面積41haの浅い淡水湖沼である。特に流入・流出河川はないが、周辺の田・畑の灌漑用水として利用されている。

ウ 植物相の概要

水辺域でマコモ・ヨシ群落が広く分布している。陸域においては、ヤチダモ、ハンノキ、オノエヤナギなどの広葉樹が散在分布し、草本類としては、オオヨモギ、オオイタドリ等が分布している。

エ 動物相の概要

鳥類としては、マガン、ヒシクイ、コハクチョウをはじめとするガンカモ類及びコチドリ、ツルシギ、オオジシギ等のシギ・チドリ類等多くの水鳥類の渡りの中継・休息地として利用されている。まれにハクガンや国内希少野生動植物種であるシジュウカラガンも見られる。

その他の鳥獣としては、カイツブリ類ではカイツブリ、ハジロカイツブリ等、サギ類ではチュウサギ、アオサギ等、カモメ類ではユリカモメ、カモメ等が見られる。また、猛禽類については、国内希少野生動植物種であるオジロワシ、オオタカ、ハヤブサをはじめ、ハイタカ、ハイイロチュウヒ、チュウヒ等が見られる。

哺乳類としては、エゾユキウサギ、エゾヤチネズミ、エゾタヌキ、キタキツネの生息が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

ア 被害の報告

当該区域は、水面を中心とした沼地であり、区域内での農林業への被害はない。
また、当該水面は漁業権が設定されていないため、水産業への被害もない。

なお、近年における宮島沼へのマガン飛来数の増加及び小麦への転作増加等に伴い、周辺市町村の一部農地において小麦への食害が発生している。

イ 有害鳥獣駆除の実績

当該地域においては、近年、有害鳥獣駆除は実施されていない。

また、北海道猟友会は、当該地域における狩猟の自粛をしている。

8 鳥獣法第8条ノ8第9項の規定による補償に関する事項

該当なし。

9 国設鳥獣保護区の設定及び維持管理に関する事項

- | | |
|-----------|----|
| ①鳥獣保護区用制札 | 8本 |
| ②案内板 | 1基 |

別表 生息する鳥獣類

ア 鳥類

目	科	種又は亜種	種の指定等		
カイツブリ	カイツブリ	カイツブリ			
		ハジロカイツブリ			
		ミミカイツブリ			
		カンムリカイツブリ	LP・北Vu		
ペリカン	ウ	カワウ			
		ウミウ			
コウノトリ	サギ	ダイサギ			
		チュウサギ			
		○アオサギ			
カモ	カモ	シジュウカラガン	国内・GR・北Vu		
		○マガン	国天・NT・北R		
		○オオヒシクイ	NT・北R		
		○ヒシクイ	国天・R・VU・北R		
		ハクガン	DD・北R		
		○オオハクチョウ			
		○コハクチョウ	北R		
		○マガモ			
		カルガモ			
		○コガモ			
		ヨシガモ			
		オカヨシガモ			
		○ヒドリガモ			
		○オナガガモ			
		ハシビロガモ			
		ホシハジロ			
		○キンクロハジロ			
		スズガモ			
		ホオジロガモ			
		○ミコアイサ	北Vu		
		○カワアイサ			
タカ	タカ	ハチクマ	NT・北R		
		○トビ			
		○オジロウシ	国天・国内・EN・北En		
		○オオタカ	国内・VU・北Vu		
		ハイタカ	NT・北Vu		
		ノスリ			
		ハイイロチュウヒ	北R		
		チュウヒ	VU・北Vu		
		ハヤブサ	国内・VU・北Vu		
				子ゴハヤブサ	
		コチョウゲンボウ			
ツル	クイナ	オオバン			
チドリ	チドリ	コチドリ			
		シギ			
		ハマシギ			
		エリマキシギ			
		ツルシギ			
		アオアシシギ			
		タカブシギ			
		イソシギ			
		オグロシギ			
		オオジシギ	NT・北R		
		カモメ	カモメ	ユリカモメ	
				セグロカモメ	
				オオセグロカモメ	
シロカモメ					
カモメ					

目	科	種又は亜種	種の指定等
ハト	ハト	○キジバト	
カッコウ	カッコウ	カッコウ	
ブッポウソウ	カワセミ	○カワセミ	
キツツキ	キツツキ	○アリスイ	
		ヤマゲラ	
		アカゲラ	
		コゲラ	
スズメ	ヒバリ	○ヒバリ	
		ツバメ	ショウドウツバメ
		ツバメ	
	セキレイ	キセキレイ	
		○ハクセキレイ	
		ピンズイ	
ヒヨドリ		○ヒヨドリ	
モズ		○モズ	
ツグミ		ハビタキ	
		クロツグミ	
		アカハラ	
		○ツグミ	
ウグイス		○ウグイス	
		エゾセンニュウ	
		○コヨシキリ	
		オオヨシキリ	
エナガ		○エナガ	
シジュウカラ		○ハシブトガラ	
		ヒガラ	
		ヤマガラ	
		○シジュウカラ	
ゴジュウカラ		○ゴジュウカラ	
メジロ		メジロ	
ホオジロ		○ホオジロ	
		ホオアカ	
		○カシラダカ	
		シマアオジ	NT・北R
		○アオジ	
		オオジュリン	
アトリ		アトリ	
		○カワラヒワ	
		マヒワ	
		○ベニマシコ	
		ウソ	
		イカル	
		○シメ	
ハタオリドリ		ニュウナイスズメ	
		○スズメ	
ムクドリ		コムクドリ	
		○ムクドリ	
カラス		○カケス	
		○ハシボンガラス	
		○ハシブトガラス	
合計(種)		105	

- (注) 1. 種名及び配列等は、日本鳥類目録 改訂第6版(平成12年、日本鳥学会)に拠った。
 2. 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国内：国内希少野生動物種(絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律)レッドリスト(平成10年、環境庁)における要件
 CR：絶滅危惧IA類、EN：絶滅危惧IB類、VU：絶滅危惧II類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足、LP：絶滅のおそれのある地域個体群
 北海道レッドデータブック(平成13年、北海道)における要件
 北En：絶滅危惧種、北Vu：絶滅危急種、北R：希少種
 国天：国指定天然記念物(文化財保護法)
 3. ○印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第12条第1項第2号の規定により環境大臣がその保護繁殖を特に図ることが必要として定めた鳥獣(平成12年2月16日 環境庁告示第6号)及び天然記念物に指定された鳥獣。

イ 獣類

目	科	種又は亜種	種の指定等
ウサギ	ウサギ	エゾキウサギ	
ネズミ	ネズミ	エゾヤチネズミ	
ネコ	イヌ	エゾタヌキ	
		キタキツネ	
合計(種)		4	

(注) 種名及び配列等は、日本産野生動物目録(平成5年、環境庁)に拠った。

